

<小売業者>

提出書類に関する留意事項

1 麻薬取扱者免許申請書

(1) 提出書類

次表の書類を各 1 部提出してください。

免許の種類	提出書類
麻薬小売業者	① 麻薬小売業者免許申請書（別紙様式 1） ② 医師による診断書（原本、又は申請者が原本証明した写しで、令和 8 年 9 月 1 日以降のもの）（別紙様式 2） （法人にあっては、代表者はじめ業務を行う役員全員について必要） ③ 麻薬業務を行う役員の範囲を示す書類 （申請者が法人の場合のみ）

ア 医師による診断書

- (ア) 精神機能の障害があるか否か（精神機能の障害がある場合には、業務を適正に行うことができることについて診断されていること）又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒者ではないことについて、診断されたものが必要です。
- (イ) 麻薬小売業者の申請者が法人の場合は、代表権を有する役員及び麻薬関係業務を行う役員全員のものを添付してください。
- (ウ) 診断書の原本又は申請者が原本証明した写しは、更新時期に複数の麻薬小売業者の免許を申請する場合、各申請書に添付してください。
- (エ) 更新申請に限り令和 8 年 9 月 1 日以降に作成された診断書も有効とします。ただし、令和 8 年 12 月 31 日までの免許を受けておらず、令和 9 年 1 月 1 日から新たに免許を受けようとする場合は、申請日から 1 ヶ月以内のものを添付してください。

イ 麻薬業務を行う役員の範囲を示す書類

業務を行う役員の範囲を示す書類とは、下記のいずれかの書類において業務を行う役員（代表権を有する役員も含む）の範囲を具体的に明示し、事実と相違ない旨の代表取締役等の証明のあるものとします。

- (ア) 登記事項証明書
(イ) 定款
(ウ) 組織規定図
(エ) 業務分掌表

(2) 免許申請手数料

次表の金額の「愛知県収入証紙」を申請書に貼付（消印しないこと）してください。なお、「愛知県収入証紙」は、愛知県食品衛生協会支部（各県保健所内）又は愛知県内各警察署等で販売しています。

免許の種類	証紙金額
麻薬小売業者	4,000 円

(3) 免許申請書記載上の注意

ア 全体について

基本的に現在所持している免許証のとおりに記載してください。

イ 「許可又は免許の番号」及び「許可又は免許の年月日」について

麻薬小売業者にあつては、薬局の許可番号及び許可年月日（許可の有効期間の始期）を、その許可の種類とともに記入してください。

ウ 「欠格条項」について

当該事実がない場合は「なし」と記入してください。ただし、申請者が法人で、業務を行う役員が複数で当該事実がない場合は「**全員なし**」と記載し、該当者がいるときはその氏名及びその事項を申請書欄外の記載要領により記載し、「**その他の者はなし**」と併記してください。

エ 「備考」について

(ア) 現在の麻薬小売業者免許証の免許番号を記載してください。

(イ) 現在の免許証の業務所所在地あるいは住所が区画整理等行政上の理由により呼称変更したときは、変更後の地番で申請欄に記載し、現在の免許証に記載されている地番を備考欄に朱書で記載してください。

(ウ) 免許申請の日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に、転居等のため申請事項が変更されることが明らかな場合は、変更後の内容で記載し、対応する現在の免許証に記載されている内容を備考欄に朱書で記載してください。また、変更後 15 日以内に麻薬小売業者免許証記載事項変更届に免許証を添えて提出してください。

オ 「氏名」について

麻薬小売業者において申請者が法人の場合は、その名称、代表者肩書及び代表者の氏名を記載してください。

カ 免許申請後の変更について

免許申請後、申請内容に変更が生じた場合は、申請事項の訂正を願い出てください。なお、免許証の記載事項に変更が生じた場合は、通常通り変更後 15 日以内に麻薬小売業者免許証記載事項変更届に免許証を添えて提出してください。

(4) 郵送で提出する場合の注意

令和 8 年 10 月 1 日以降に、追跡可能な方法（レターパックプラス（赤）等）で郵送してください（令和 8 年 10 月 30 日必着）。

また、新しい免許証を郵送いたしますので、返送用封筒（レターパックプラス）に宛先を記入の上、同封してください。

(5) あいち電子申請・届出システム（電子申請）で提出する場合の注意

令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 30 日までに、電子申請してください。

また、新しい免許証を郵送いたしますので、電子申請後、速やかに返送用封筒（レターパックプラス）に宛先を記入の上、郵送してください。その際、麻薬業務所の名称、旧免許番号、担当者氏名及び連絡先を記載した書面を同封してください。

2 年間麻薬譲渡・譲受届

(1) 提出書類

麻薬小売業者については、年間麻薬譲渡・譲受届（別紙様式3）を各2部（1部は控え）提出してください。

なお、年間麻薬譲渡・譲受届の郵送（簡易書留又はレターパックプラス等）での受付に伴い、受付時の麻薬帳簿（麻薬受払簿、麻薬管理簿）の持参を原則不要としております。

また、届け出内容に疑義が生じた場合は、麻薬帳簿の確認や再提出を求め
ることがあります。

(2) 年間麻薬譲渡・譲受届作成上の注意

年間麻薬譲渡・譲受届に記載する麻薬の品名については、別表の統一品名を使用してください（ただし、表にないものは商品名）。なお、作成に際しては「年間麻薬譲渡・譲受届作成時の注意事項（小売業）」を参照し、特に次の事項にも注意してください。

【注意事項】

ア 品名ごとに、前年に届け出た9月30日の在庫数量が今回届け出る前年10月1日の在庫数量と一致すること。

イ 品名ごとに、前年10月1日の在庫数量と受入数量の和が払出数量と本年9月30日の在庫数量の和と同じであること。

ウ 塩酸コカイン、塩酸モルヒネ、アヘンチンキ等原末（液）については、これらの予製剤があれば、別品目として在庫、受入れ、払出し及び本年9月30日の在庫の各数量を記載すること。

ただし、譲渡又は施用のために交付したコデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩及びエチルモルヒネ塩酸塩の予製剤については、別品目として記載することを要せず、備考欄に本年9月30日現在の所有数量を予製剤ごとに記載すること。

エ 麻薬の取扱いが全くなかった場合（受払及び在庫無し）でも、本届は提出してください。この場合、届の品名欄に「なし」と記載すること。

オ 記載のない欄には、斜線を引くこと。

(3) 郵送で提出する場合の注意

年間麻薬譲渡・譲受届については、令和8年10月1日以降に、追跡可能な方法（レターパックプラス（赤）等）で郵送してください（令和8年11月30日必着）。

郵送で提出する際は、返信用封筒（必要な金額の切手を貼付したもの及び宛名を記載したもの）を添付してください。

なお、返信用封筒に貼付された切手の額が不足しているときは、「不足分着払」の対応をさせていただきますので、御注意ください。

(4) あいち電子申請・届出システム（電子申請）で提出する場合の注意

令和8年10月1日から令和8年11月30日までに、電子申請してください。

(5) 年間麻薬譲渡・譲受届に誤記が発覚した場合の対応について

本年以前の年間麻薬譲渡・譲受届について誤記が発覚した場合は、別紙様式5の「年間麻薬譲渡・譲受届訂正願」を提出してください。

3 免許証の返納届

(1) 提出書類

令和8年12月31日をもって有効期間の満了する麻薬小売業者については、令和9年1月4日（月）から令和9年1月15日（金）までの間に提出してください。

ア 麻薬取扱者免許証返納届（別紙様式4）

イ 麻薬取扱者免許証原本

(2) 返納届記載上の注意

ア 「免許証の番号」について

有効期間の満了した免許証の免許番号を記入してください。

イ 「免許年月日」について

有効期間の満了した免許証の、免許年月日（免許の有効期間の始期）を記入してください。

(3) 郵送で提出する場合の注意

返納届については、令和9年1月1日以降に、追跡可能な方法（レターパックプラス（赤）等）で郵送してください（令和9年1月15日必着）。

(4) あいち電子申請・届出システム（電子申請）で提出する場合の注意

令和9年1月1日から令和9年1月15日までに、電子申請してください。

また、電子申請後、速やかに返納する免許証を郵送してください。

4 郵送提出先

業務所所在地	提出先	
豊田市	豊田市保健所 健康政策課	〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
碧南市、 刈谷市、高浜市	愛知県衣浦東部保健所 生活環境安全課	〒448-0857 刈谷市大手町1丁目12番地
安城市、知立市		
みよし市		